

○福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関する規程

平成30年 9 月27日

告示第485号

改正 令和 3 年 9 月30日告示第523号

令和 6 年 4 月 1 日告示第221号

(趣旨)

第1条 この規程は、福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第95号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和 6 年告示221号〕)

(届出の対象となる訪問介護)

第2条 条例第16条第18号の2に規定する市長が定める回数及び訪問介護は、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成30年厚生労働省告示第218号）に定めるところによるものとする。

(一部改正〔令和 6 年告示221号〕)

(届出の対象となる割合)

第3条 条例第16条第18号の3に規定する市長が定める基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第336号）に定めるところによるものとする。

(追加〔令和 3 年告示523号・ 6 年221号〕)

附 則

この規程は、2018年（平成30年）10月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月30日告示第523号）

この規程は、2021年（令和 3 年）10月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日告示第221号）

この規程は、2024年（令和 6 年） 4 月 1 日から施行する。